

議員提出議案第15号

骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用を求める意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成13年12月21日

| | | |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 山田道治 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 知久馬二三子 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 岡本岩夫 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 横木文雄 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 遠藤勝太郎 |

平成13年12月21日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用を求める意見書

骨髄バンク事業の進展に伴い、骨髄バンク（財団法人骨髄移植推進財団）を介した骨髄移植は着実に症例が増え、昨年度は年間700例ほど（累計3,621例9月末）の非血縁者間骨髄移植が実施されました。

骨髄バンクに登録した患者は、患者負担金として、骨髄バンクが行っている普及広報費やコーディネート費などの事業費の一部、さらに医療保険が適用されていないために生ずる骨髄移植に不可欠な数人のドナー候補者の血液検査料やドナー傷害保険料、移植後のドナー健康管理等調査料など、総額約40万円を支払っています（海外から骨髄提供を受ける場合は、さらに400～500万円が必要）。そして、この負担金は、税金の医療費控除の対象すらなっていません。

骨髄バンクの財政は、国の補助金と寄附金及び登録患者負担金で運営されていますが、移植件数が増えるにつけ、骨髄バンクの経営も大きな負担が生じる構図になっており、平成9年度以降単年度赤字を続けています。本年度は、ついに、基本財産の取り崩しさえもせざるを得ない状況となっています。

このような状況の中、骨髄バンクはその解決策として、第1には、骨髄液への医療保険適用を国に求め、それが実現しない場合は、患者負担の大幅な引き上げを行う方針を打ち出しました。

骨髄移植が既に確立された医療になっている現在、国民皆保険制度の元で、

骨髄移植患者にのみこのような負担が生じているのは公平さを欠くばかりか、税制上の医療費控除の対象にもならない極めて不合理なものです。

よって、いま、来春に行われる診療報酬点数改定の見直し時期を迎え、下記事項を国会と政府に対し登録患者負担金をなくすよう下記3点を求めます。

記

- 1 骨髄移植に使用する骨髄液に医療保険点数をつけ、現在骨髄バンクを介した骨髄提供に派生している患者負担金を解消すること。
- 2 海外の骨髄バンクから提供される骨髄に対しても国内と同様の扱いとすること。
- 3 骨髄バンクの運営経費については、補助金による国庫補助ではなく、医療保険会計によるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成13年12月21日

鳥取県三朝町議会